

4月23日(日)は、東広島市議会議員一般選挙の投票日です

問選挙管理委員会事務局 ☎(082) 420-0968

投票

日 4月23日(日) 7:00~19:00

※投票終了時刻を間違えないようご注意ください。

持投票所入場券

※告示日(4月16日(日))までに届くよう発送します。

投票できる人

年 齢	住 所
平成17年4月24日以前の出生者	令和5年1月15日までに住民登録・転入届出をして、令和5年4月15日(登録基準日)まで引き続き本市に居住している人

※市外へ転出された人は投票できません。

投票所の変更

投票区	旧	投票区	新
西条4	東広島商工会議所会館	西条4	三ツ城小学校
西条14	寺西保育所	西条14	寺西小学校

期日前投票

対用務のため投票日当日に投票できない人

期日前投票所の開設期間と時間

場 所	開設期間	時 間
市役所本庁、各支所・出張所	4月17日(月)~22日(土)	8:30~20:00
フジグラン東広島本館1階ときめき広場		10:00~20:00
ゆめタウン学園店(駐車場)	4月18日(火)	10:00~17:00

入院または入所中の人

対都道府県選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院や施設に入院・入所中の人
方法／病院や施設の職員に申し出てください。該当施設は市や県のホームページに掲載します。



身体の不自由な人

対身体障害者手帳または戦傷病者手帳で一定の障害に該当する人、介護保険制度の要介護5の認定を受けている人

郵便投票ができる人の範囲

	障害名など	障害などの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
	介護保険被保険者証の要介護状態区分	要介護5

市外に滞在中の人
(滞在地の選挙管理委員会での投票)

対出張などで市外に滞在中の人

方法／滞在地の選挙管理委員会 で不在者投票

手続きは、市ホームページに掲載します。



選挙公報

新聞折り込みや市役所、各支所・出張所、図書館、地域センターで配布します。郵送を希望する人は、選挙管理委員会または各支所地域振興課にご連絡ください。市のホームページにも掲載します。



開票

日 4月23日(日) 20:15から

場 東広島運動公園体育館

※投票結果、開票速報、開票結果は市ホームページに掲載します。



市役所の組織が4月1日から変わります

問職員課 ☎(082) 420-0909

市民サービスの向上と、より効率的な組織体制への移行を目指し、4月1日から、市役所の組織を変更します。

主な変更の内容

○「総合交通対策室」の設置

交通対策に係る体制を強化します。

○「生活福祉課」の設置

地域共生の推進と生活保護業務の役割分担を明確化した組織体制とします。

○「農林整備課」を設置

建設部と農林水産課生産基盤整備係の業務を一部受け継ぎます。

○「技術企画課」と「災害河港課」を設置

建設部内の総括担当課の新設と、災害の復旧に係る体制の見直しを行い、効果的な業務の執行を図ります。

○「高屋分署」を新設

東広島消防署に「高屋分署」を新設し、消防・救急・救助体制の強化を図ります。

○水道局の広島県水道広域連合企業団への移行

県と本市を含む14の市町で構成される広島県水道広域連合企業団が、水道事業の経営を行います。

○「情報教育推進室」を教育総務課から指導課に移管

学校での授業などにおける ICT 利活用の取り組みの加速を図ります。

そのほか、業務や所属名を下表のとおり変更します。

業 務	所 属 名		電 話
	3月まで	4月から	
生活交通、地域公共交通に関すること	地域政策課交通政策係	地域政策課総合交通対策室	☎(082) 420-0401
生活保護に関すること	地域共生推進課	生活福祉課	☎(082) 420-0405
土地改良事業に関すること	農林水産課	農林整備課	☎(082) 420-0406 ★
ため池、水路などの新設・改良などに関すること	河川港湾課		
農道、林道の整備に関すること	道路建設課		
日本型直接支払制度、森づくり、有害鳥獣対策などに関すること	農林水産課生産基盤整備係	農林水産課農林環境保全係	☎(082) 420-0939
企業の工場新設・拡張に関すること	産業振興課企業共創推進係	産業振興課企業立地推進室	☎(082) 422-5805
建設部取りまとめ、国・県調整に関すること	建設管理課	技術企画課	☎(082) 420-0943 ★
災害の復旧に関すること	災害復旧推進課	災害河港課	☎(082) 420-0940
河川改修、港湾の整備などに関すること	河川港湾課		
地籍調査に関すること	用地課地籍調査室	用地課地籍調査係	☎(082) 420-0947
事業用地の取得に関すること	用地課用地第1係 用地課用地第2係	用地課用地係	☎(082) 420-0947
消防署所の整備に関すること	消防総務課消防総務係	消防総務課消防施設係	☎(082) 422-6062
消防団施設の整備に関すること	消防総務課消防団係		
消防車両や消防水利の整備に関すること	警防課		
119番通報に関すること	指令課第1指令係 指令課第2指令係 指令課第3指令係	指令課第1指令指揮支援係 指令課第2指令指揮支援係 指令課第3指令指揮支援係	☎(082) 422-0119
高屋地区における消防・救急に関すること	—	高屋分署（4月1日新設）	☎(082) 491-0119 ★
水道に関すること	水道局	広島県水道広域連合企業団へ移行 ※業務内容、連絡先に変更はありません。	☎(082) 421-3661
学校での授業などにおける ICT の利活用に関すること	教育総務課情報教育推進室	指導課情報教育推進室	☎(082) 420-0976
学びのキャンパス推進に向けた事業の統括に関すること	生涯学習課学習総務係	生涯学習課地域の学びの企画係	☎(082) 420-0979

★4月1日から開設予定です。(3月31日までつながりませんのでご注意ください)

※本紙の各記事に記載している課名や電話番号などは、4月1日現在のものです。

3月31日までは、担当部署や電話番号が異なる場合があります。

消防情報

4月1日(土)、東広島消防署高屋分署が開署します
～高屋地区に新たな消防署が誕生～

☎消防総務課 ☎(082) 422-6062

高屋地区の消防力が高まります

高屋分署には消防車2台、救急車1台などを配備。開署により、高屋地区の現場到着時間が短縮され、消防力の強化が図れます。

市民の皆さんも利用しやすい施設

市民が、各種届出の提出や救急講習などで来署する際にも利用しやすいよう、設備などを整えました。



車椅子専用駐車場

視覚障害者
誘導用ブロック

多目的トイレ



ピクトサイン



バリアフリー化



【施設概要】

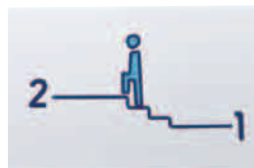
所在地／高屋うめの辺3番19号 ☎(082) 491-0119

構造／鉄骨造2階建て

延床面積／744.19㎡ 敷地面積／3,863.22㎡

近畿大学工学部との連携

高屋分署の建設にあたって、市と近畿大学工学部は「消防署建設プロジェクト長期実践型インターンシップ」を実施。新庁舎外壁の色彩やピクトサインは、デザイン建築学科の学生が考案しました。



リニューアル

広報紙リニューアル — 読みやすく、わかりやすい広報紙へ —

☎広報戦略監 ☎(082) 420-0919

より多くの人に読んでもらえるよう、これからも、読みやすく、わかりやすい広報紙を目指します。

主な変更点

1. 紙面デザインやロゴを新しく

デザインやロゴを一新しました。

これまでの広報紙に親しんでくださっていた市民の皆さんが戸惑うことのないよう、コーナーの大きな変更はしていません。

広報東広島

HIGASHIHIROSHIMA
ひがしひろしま

2. 全ページ横書きに

電話番号やメールアドレスなどの数字やアルファベットの読みやすさ、目線の移動のしやすさを考慮し、全ページ横書きに統一し、左開きへ変更しました。レイアウトには余裕を持たせ、写真などを多く掲載できるよう努めます。

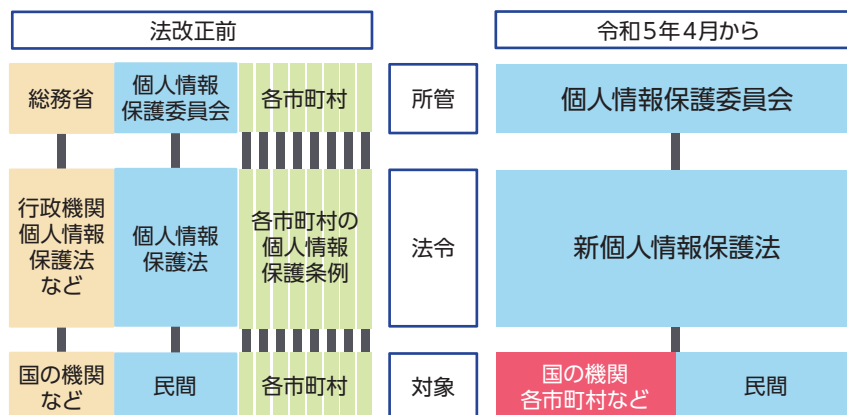
3. 新コーナー

① 健康ひろば (今月は19～20ページ)

健康教室や健康相談など、健康づくりに関する情報をまとめました。また、このコーナーでは、高齢者対象の講座などは、文字を大きくし、読みやすさに配慮します。

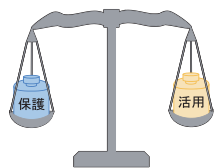
社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立と、個人情報保護に関する国際的な制度に合わせるため、国、民間、地方公共団体で別々だった個人情報の保護に関する法律が1つに統合されました。

4月1日からは、統合後の個人情報の保護に関する法律において、本市でも全国的なルールが適用されます。



個人情報の保護と活用の両立

今回の改正は個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としたものです。インターネットの普及やIT技術が進み、ネットショッピングやアプリの使用で、個人情報を提供する機会が増えています。このような中、個人情報の取り扱いでは、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが重要と考えられます。



本市の方針

1. 個人情報保護の水準は変わりません

制度変更後も、引き続き保護法と法施行条例の規定の通り、個人情報を、適正に管理します。

2. 任意代理人による開示請求が認められます

任意代理人による個人情報開示請求が、認められます。

3. 「個人情報ファイル簿」を公表します

1,000人以上の個人情報を記録しているファイルは、新たに「個人情報ファイル簿」を整備し、公表します。

② まちわだい (裏表紙)

市内で行われたイベントや、市内で活動する市民の皆さんの様子取材し、紹介するコーナーです。



「Co」=「共に」。投稿をもとに「ほう!なるほど!」を発見します。

広報東広島では、皆さんからの投稿をお待ちしています。珍しい取り組みや地域の活動など、広報紙で取り上げてほしい情報をお寄せください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



4. 広報紙以外でも

① ホームページ

広報紙は紙面に限りがあり、全ての情報を掲載できません。詳しい情報は、市ホームページで紹介しますので、ぜひ2次元コードからご確認ください。



② 市民ポータルサイト

イベント情報や市からのお知らせを、メールやLINEでお届けしています。ぜひご利用ください。



パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとする2人が、日常生活において相互に協力し合うパートナーであることを宣誓し、市が公的に認知する「東広島市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

法的な効力は発生しませんが、自己の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、性の多様性を認め合いながら、自分らしく生きることができると社会の実現を目指します。

宣誓できる人

宣誓できるのは、次のすべての項目に該当する2人です。

- ①どちらかが東広島市民、または転入予定である
- ②成年（18歳以上）である
- ③配偶者（事実婚を含む）がいない
- ④ほかの人とパートナーシップの宣誓をしていない
- ⑤2人が近親者でない

手続きの流れ

- ①宣誓希望日の1週間前までに予約
 - ②宣誓当日、市役所で、2人で宣誓書に記入し提出
 - ③「受領証」と「受領カード」を交付
- ※3月29日(水)から、4月3日(月)以降の予約受付を開始します。
- ※プライバシーに配慮し、宣誓は個室で行います。
- ※1組約1時間を予定しています。



「受領証」と「受領カード」は、3種類のデザインから選べます。

受領証などを提示することで受けられるサービスがあります

「受領証」や「受領カード」を提示することで、受けられるようになる行政サービスがあります。受けられる行政サービスは、市ホームページに掲載しています。

また、民間が提供するサービスや職場での福利厚生を受けることが可能となる場合があります。個別のサービスについては、直接各事業者にお問い合わせください。

ロゴマークをデザインしました ～性の多様性の認め合いをイメージ～

東広島市「Higashihiroshima City」の「H」、そして、一人一人の大切な人権「Human rights」の「H」の文字をかたどっています。一人一人が持つ個性を6色のレインボーカラーで表し、それぞれが自分らしく輝き、違いを認め合って輪になることで、多様性（ダイバーシティ）の花が咲きます。



性の多様性に悩んでいる人や子どもたちへ ひとりで悩まず、ご相談ください

市は、関係機関と連携し、相談窓口をご案内します。悩みがあるときは、ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

◎子どもの人権110番

☎0120-007-110(受付時間/平日 8:30~17:15)

※一部のIP電話からは接続できません。

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

◎LGBT電話相談（エソール広島電話相談）

☎082-207-3130

(受付時間/毎週土曜日 10:00~16:00)

※祝日・年末年始を除く

犯罪被害者等支援条例を制定しました

問人権男女共同参画課 ☎(082) 420-0927

犯罪被害に遭われた人やその家族などは、生命・身体への直接的な被害だけでなく、経済的な損失や精神的な苦痛、心身の不調など二次被害を受ける場合があります。

本市では、犯罪被害者などの権利利益を保護し、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組むため、4月1日に本条例を制定しました。

主な支援内容

- ・相談および情報の提供
- ・見舞金の支給（経済的負担の軽減）
- ・保健医療・福祉サービスの提供
- ・居住の安定、雇用の安定
- ・民間団体などの支援

犯罪被害に関する相談

相談内容に応じ、支援の情報提供や関係機関への連携調整を行います。犯罪被害に遭われた人だけでなく、家族も、人権男女共同参画課までご相談ください。

責 任 者	基本理念	○個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います ○犯罪被害者などが置かれている状況に応じた支援を行います ○本市、市民、事業者、関係機関などが連携、協力して支援を行います
	市	基本理念にのっとり、犯罪被害者などの支援に関する施策を策定、実施します
	市民 事業者	・犯罪被害者などが置かれている状況や支援の必要性の理解 ・二次被害や犯罪被害者などを地域社会で孤立させないことへの配慮 ・市が実施する支援施策への協力 ・二次被害への配慮 ・市が実施する支援施策への協力 ・犯罪被害者などの就労に対する配慮

※市民や事業者の皆さんは、基本理念にのっとり実施するよう努めてください。

みんなで住みやすいまちづくり

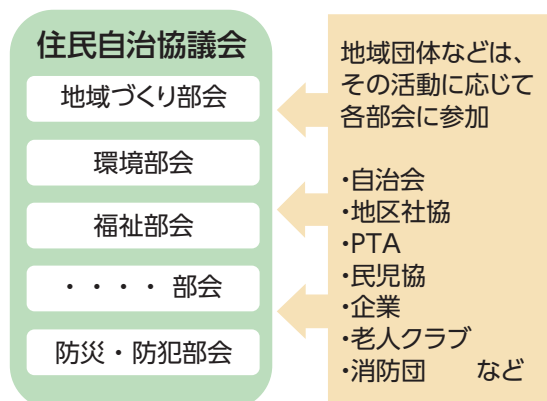
問地域づくり推進課 ☎(082) 420-0924

地域のまちづくり

住民自治協議会は、小学校区単位を基本に、住民個人や自治会などのさまざまな団体が構成される、地域を代表する組織です。

現在、市内全48地域で設立され、市と連携して、地域課題の解決や、地域目標の実現など、より住みよいまちづくりに取り組まれています。

住民自治協議会のイメージ



身近な組織・自治会

自治会や区、班などは、ご近所のつながりから生まれた最も身近な組織です。多くの自治会では、生活に密着した内容に取り組まれています。また、住民自治協議会を構成する大切な団体です。

こんな時は地域の皆さんで協力しましょう

○地域の情報を知りたい

行事のお知らせなどのきめ細かな地域情報は、住民自治協議会や自治会などを通じて回覧や掲示板などで各戸に伝えられます。

○道が暗いので防犯灯が欲しい

防犯灯の設置や道路の修繕などの要望は、住民自治協議会や自治会などから市役所に申請します。

○地域の人たちと交流したい

住民自治協議会では、さまざまな活動を計画・実施しています。地域の集会所などを利用する市民活動団体に声をかけてみましょう。

国民健康保険（国保）こんなときは届出を

問国保年金課 ☎(082) 420-0933

就職、退職、引っ越しなどで、健康保険に変更があるときは、14日以内に国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。

※一部の届出は、電子申請で手続きできます。

その他の場合や、詳しいことは市ホームページでご確認ください。



入るとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の健康保険をやめた・被扶養者でなくなった	健康保険資格喪失（脱退）証明書または離職票など
東広島市に転入（前住所でも国保）または入国	市民課での手続きの後、加入手続きをしてください

加入手続きをしないでいると

国民健康保険の加入日は、それまでの健康保険などの資格が無くなった日で、手続きをした日ではありません。届出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めることになる場合があります。

※口座振替手続き

国民健康保険税の納付は、原則口座振替です。

預（貯）金通帳またはキャッシュカード、通帳使用印鑑を持参してください。

一部の口座は、ペイジー口座振替受付サービスが利用できます。

やめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の健康保険に加入した・被扶養者になった	保険証、勤務先などの健康保険証 ※郵送での申請や、市ホームページから電子申請（マイナンバーカードをお持ちの人のみ）ができます
他市へ転出または出国する	保険証 ※市民課での転出（出国）手続きの後、脱退手続き



やめる手続きをしないでいると

会社の健康保険などに加入しても、やめる手続きをしない限り国民健康保険に加入し続けます。そのため、知らないうちに国民健康保険税と、職場の健康保険の保険料と二重に払うことになる場合があります。

その他

こんなとき	手続きに必要なもの
修学のために転出する	保険証、当該年度に学生であることを確認できるもの（学生証、在学証明書など）
保険証を紛失、破損または汚損した（再発行の申請）	本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、保険証（破損または汚損した場合） ※市ホームページから、オンラインで申請できます
外国籍の人の在留資格・期間に変更があった	保険証、在留カード、パスポート（在留資格が「特定活動」の場合）



※すべての手続きには、本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。

土地の用途にかかわらず危険な盛土や切土を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）になります。

この改正により、新たに指定する「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」では、盛土や切土、土石の堆積に関する工事が規制されます。

広島県では、5月26日の改正法の施行後、速やかに規制区域を指定する予定です。区域指定後は一定規模以上の工事を施行する前に許可が必要となります。

※盛土規制法・規制区域の指定に関することは、県ホームページをご覧ください。



問 県都市環境整備課 ☎ (082) 513-4127

改正の概要

○スキマのない規制

土地の用途にかかわらず、盛土などにより人家に被害を及ぼす可能性のある区域を規制区域に指定

○盛土等の安全性の確保

- ・地形などに応じ、災害防止に必要な許可基準を設定
- ・安全対策の確認のための中間検査・定期報告などの実施

○責任の所在の明確化

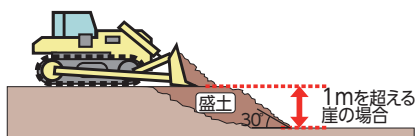
盛土などを行った土地の所有者などに常時安全な状態を維持する責務があることを明確化

○実効性のある罰則の措置

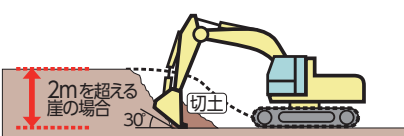
無許可行為や命令違反などに対する懲役刑と罰金刑を高い水準に強化

許可が必要な工事

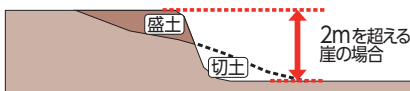
- ①盛土で高さが1 m超の崖となるもの



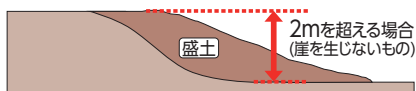
- ②切土で高さが2 m超の崖となるもの



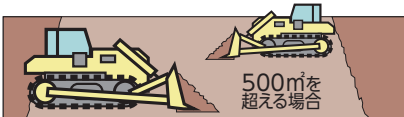
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖となるもの



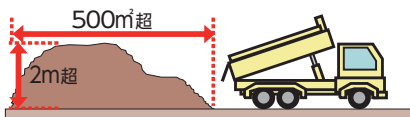
- ④盛土で高さが2 m超となるもの



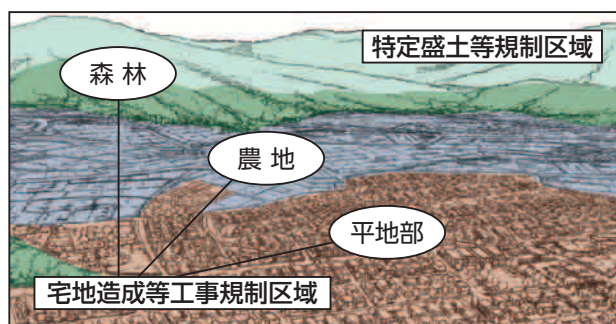
- ⑤盛土又は切土する土地の面積が500㎡超となるもの



- ⑥最大時に堆積する高さが2 m超または面積が500㎡超となるもの



盛土規制法で指定される規制区域



○宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、人家などがまとまって存在し、盛土などにより危害を及ぼす可能性のあるエリア（森林や農地を含む）

○特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているが、地形などの条件から盛土などにより人家などに危害を及ぼす可能性のあるエリア（斜面地など）